

令和3年1月8日

教職員・学生各位

理事（危機管理担当）
杉 村 和 朗

1 都3県「緊急事態宣言」発令後の出張・旅行について

令和3年1月7日に政府は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県に緊急事態宣言を再発令しました。今回の緊急事態宣言は、飲食につながる人の流れを制限することが主な目的であり、学校の一斉休校を求めないことや、今月16日に始まる「大学入学共通テスト」は、感染対策を徹底した上で、予定通り実施することになっております。

今回の宣言により、兵庫県への影響も予想されますが、本学においても昨年より様々な感染拡大防止策を強化し対応を行ってきましたので、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための神戸大学の活動制限指針」（以下「活動制限指針」という。）の制限レベルの変更は現時点では行わず、感染状況や兵庫県の対応を注視する予定です。

しかしながら兵庫県では、従来から感染拡大地域への不要不急の往来について自粛を要請しております。このような状況を鑑み、特に宣言対象地域への出張・旅行につきましては、改めて自粛を要請いたしますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

なお、大阪府が緊急事態宣言の再発令を政府に要請する意向を示し、感染者数が急増している兵庫県、京都府と協議し、足並みを揃える調整を予定しているという報道もされております。今後の状況によっては、活動制限指針の制限レベルを変更することもあり得ることを申し添えます。